

許可申請書及び添付書類

(1) 許可申請書（様式第1-1号，又は様式第1-2，1-3号，1-4号）

(2) 添付書類（証明書類は，申請前3か月以内の原本とする。）

① 一般（共通）

書類の内容	書類の種類	備考
1 転用申請地の状況等に関する書面	1 土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	登記事項証明書に記載されている住所が登記名義人の現住所と異なる場合は，住民票等を添付
	2 土地所有者の同意書	所有権以外の権原を有する者が当該農地等を転用又は貸付けする場合
	3 法第3条第1項本文に掲げる権利を有する者等の同意書	法第3条第1項本文に掲げる権利の設定がされている場合，転用許可までに法第18条の解約をする旨の同意書
2 申請者の行為能力等に関する書面	1 法人の登記事項証明書	法人申請の場合
	2 法人の定款又は寄附行為の写し	法人申請の場合
	3 登記名義人が死亡している場合，相続関係（土地の所有関係）が確認できる書面	①相続関係図②戸籍・除籍謄本③相続放棄申述受理謄本，遺産分割協議書又はこれに代わるべき同意書等の書面
	4 事業運営に必要となる免許等	東京電力株式会社等の10電力会社については，電気事業の免許を受けていることを証する文書の添付を不要とする。
3 転用申請地の位置と農地区分の判断に関する書面	1 位置図	最寄りの駅，役場，インターチェンジその他の公共施設からの位置がわかるもので縮尺を明記（縮尺1/25,000程度）
	2 公図の写し	①縮尺500分の1程度で周辺土地の地番・面積・地目・土地所有者・申請地については耕作者名を記載 ②事業区域がわかるよう色枠で表示
	3 周辺農地付近状況図	申請地を中心にして周辺の土地利用がわかる図面で縮尺を明記（縮尺1/2,000程度）
4 事業計画に関する書面	1 事業計画書（農地の埋立事業については，様式第1号，通知編 P211を参照）	<p>事業が必要になった理由を詳細に記入</p> <p>ア 計画施設内容（事業を行う理由等）</p> <p>イ 候補地の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業の目的，必要性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的 ・ 事業の必要性 ○ 当該地を選定した理由 ○ 候補地（申請地を含む。）として選定した土地の概要及び検討結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補地として選定した要件（条件） <p>（例） 事業目的を達成する上で必要な条件として以下のことを満たしている土地において候補地を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 必要最小限の面積を確保できること。 ② ○○法の○○基準を満たすこと。 ③ 周辺農地に支障がないこと 等 <p>候補地とした土地の概要及び結果</p>

書類の内容	書類の種類	備 考
		<p>【候補A】</p> <p>① 土地の所在 ○○市○○</p> <p>② 土地の面積 全体面積 m² うち農地面積 m²</p> <p>③ 農振法との関係 農業振興地域 内・外 農用地区域 内・外</p> <p>④ 都市計画との関係 都市計画区域 内・外 地域区域の種類 (土地の状況) (周辺農地への影響) (検討結果)</p> <p>【候補地B】</p> <p>・ ・ ・</p> <p>○ 添付書類 候補地位置図は、別添「○○」のと おりです。</p> <p>ウ 地目別面積</p> <p>エ 申請に係る農地と一体として利用する 農地以外の土地の権利の取得見込み</p> <p>オ 用水・排水・調整池計画</p> <p>カ 防災計画（工事中・施工後）</p> <p>キ 周辺農地の営農条件への被害防除対策 （農業用排水施設、日照、通風への影響、 土砂流出防止等）</p> <p>ク 隣地農地所有者・耕作者への説明状況等</p> <p>ケ 一時転用期間の説明…必要最小限度の 期間であることの説明</p> <p>コ その他（離農措置等）事業が必要になっ た理由を詳細に記入</p>
	2 土地利用計画図（配置図）	縮尺 300 分の 1 から 600 分の 1 で、土地利用計画を詳細に記入し位置・隣接境界・施設間の距離・道路（種別・幅員等）を明記
	3 埋立て等事業計画書・計画図	転用事業が県及び市町村の土砂埋立条例（残土条例）に該当する場合に添付し、土砂により埋立する場合は、当該採取区域の認可申請書（写）も添付する。
	4 建物等施設の平面図	縮尺 200 分の 1 から 300 分の 1
	5 取排水計画図	給水施設を明示（給水管、井戸等） 排水施設の構造、放流先を明示 〔注〕「2 土地利用計画図（配置図）」内に記載しても良い。

書類の内容	書類の種類	備 考
5 資金計画に関する書面	1 資金計画書	
	2 資力を証する書面（全ての案件について添付すること。ただし、500万円以下の案件については、預貯金残高証明書に代えて事業資金を預けた預貯金口座の通帳の写し等でも可とし、その場合、通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに申請者本人の原本証明を付したものであること。また、融資（見込み）証明書については、次の全ての要件を満たしているものであること。①融資を行う機関からの証明であること。②融資を受ける者及び融資額が明記されていること。）	<p>①預貯金残高証明書 ②融資（見込み）証明書 ③補助金の内示通知書 等</p> <p><原本証明の例></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>この預貯金口座の通帳の写しは 原本と相違ないことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成〇年〇月〇日</p> <p style="text-align: right;">農地 確保 印</p> </div>
	3 見積書	
6 農業上の土地利用調整に関する書面	1 土地改良区の意見書(様式1-5号)	申請地が土地改良区の区域内にある場合 ただし意見を求めた日から30日を経過してもその意見が得られなかった場合には、その事由を記載した書面
	2 水利権者等の同意書	取水・排水について水路管理者等の同意を必要とする場合は、水利権者、漁業権者の同意書を添付
	3 農用地区域でない旨の市町村長の証明書(農用地区域内における一時転用の場合には、農業振興整備計画の達成に支障を及ぼさない旨の意見書。)	農用地区域からの除外を伴う場合、農用地区域変更申出に対する農振整備計画変更見込みに係る市町村の通知書(除外見込み通知書)添付により受付可能。 ただし、除外後に農用地区域でない旨の市町村長の証明書を提出すること。 なお、農用地利用計画において指定された用途に供するため農業用施設の転用申請をする場合は、用途区分が農業用施設である旨の市町村長の証明書を提出すること。
7 その他	1 公有財産管理者の同意	道路・水路の占有使用許可等
	2 他法令許認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書面	他法令の許認可等が必要な場合に添付 ※別紙参照

書類の内容	書類の種類	備 考
	3 地積測量図	一筆の一部を転用する場合に添付 〔注〕1 所有権移転，地目変更を伴う場合は分筆後の申請を指導 2 1枚 (A4・A3判) の中に1筆の全体が表示された上で転用区域が明示されるように記載すること。
	4 農地復元工事工程表	一時転用の場合
	5 開発土地一覧表	農地以外の土地を含む開発土地の一覧表
	6 その他知事，移譲市の長又は農業委員会が必要と認める書類	

農地転用許可申請等に係る参考

法 令	根拠条文	規制対象地域	規 制 内 容	主な適用除外
茨城県県土利用の調整に関する基本要綱 49.12.24	第4条	全 区 域	開発区域で5ha以上。ただし農地については4ha以上，土採取にあつては3ha以上又は150,000m ³ 以上は他法令等の許認可前に知事と事前協議	土採取にあつて市町村土取り条例により取り扱われるものを除く
国土利用計画法 49.6.25	第14条 第23条 第27条の4	市街化区域	2,000 m ² 以上	農地法第3条の許可を受ける場合，民事調停法に基づく場合，当該の一方又は双方が国又は地方公共団体の場合
		市街化調整区域及びその他の都市計画区域	5,000 m ² 以上 土地に関する権利移転等の許可又は届出	
		上記以外	10,000 m ² 以上	
農業振興地域の整備に関する法律 44.7.1	第17条	農用地区域	農地等の転用制限 農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。	
都市計画法 43.6.15	第29条 第43条	市街化区域	1,000 m ² 以上開発許可	農林漁業用の一定の建築物公益上必要な建築物 国，都道府県が行う開発行為 都市計画事業，土地区画整理事業 非常災害の応急措置
		市街化調整区域	開発許可	
		非線引都市計画区域 準都市計画区域	3,000 m ² 以上開発許可	
		上記以外の区域	1ha 以上開発許可	

法 令	根拠条文	規制対象地域	規 制 内 容	主な適用除外
			※〔開発行為〕とは主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更	
建築基準法 25. 5. 24	第6条	全 区 域	建築物の建築等確認申請及び建築物の許可	都市計画区域外…特殊建築物以外は不要（用途，構造，規模） 防火地域，準防火地域外は床面積10㎡以内の増改築文化財保護法… 原形の再現
森林法 26. 6. 26	第10条の2	地域森林計画対象民有林(保安林を除く)	1haを超える開発の場合は許可	
	第10条の7の2	地域森林計画対象民有林	森林の土地の所有者となった旨の事後の届出	
	第10条の8	地域森林計画対象民有林（保安林を除く）	1ha以下の開発の場合は届出	
	第27条	保安林	保安林の解除申請	
茨城県水源地域保全条例 H24. 10. 3	第9条	指定地域	水源地域の土地の所有権等の移転等の事前の届出	
茨城県土砂等による土地の埋立等の規制に関する条例 H15. 10. 1	第6条	全 区 域	一定規模以上の土地の埋立て等（当該埋立て等の区域の面積が5,000㎡以上）	・土地の造成等を行う土地の区域内で発生した土砂等のみを用いた土地の埋立て ・国又は地方公共団体，公共的団体が行う埋立て等
大気汚染防止法 43. 6. 10	第6条，第17条の4，第18条，第18条の6等	全 区 域	ばい煙発生施設等の設置届出等	
水質汚濁防止法 45. 12. 15	第5条等	全 区 域	特定施設の設置届出 等	
騒音規制法 43. 6. 10	第6条等	指 定 地 域	特定施設の設置届出 等	
振動規制法 51. 6. 10	第6条等	指 定 地 域	特定施設の設置届出 等	

砂利採取法 43.8.29	第16条	全地域(河川敷を除く)	採取計画の認可(2ha超の場合 2年以内) 陸砂利 1年以内 山砂利 3年以内 洗浄施設 3年以内 堀削深 原則 10m(特例15m)	
法令	根拠条文	規制対象地域	規制内容	主な適用除外
河川法 39.7.10	第24条 ～ 第27条	河川区域 河川保全区域	土地の占用許可 土砂等の採取許可(砂利採取) 工作物の新築等の許可 土地の掘さく等の許可	国が行う事業—河川管理者と協議成立(第95条)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 45.12.25	第8条 第9条 第15条 第15条の2の5	全地域	廃棄物処理施設の設置(変更)に関する許可	
茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱 48.4.2	第9条	全地域	開発面積が10,000㎡以上(土採取は、10,000㎡以上又は20,000m ³ 以上は事前に知事の設計承認—区画形質の変更、建築物なくとも適用)	市町村土取り条例により取扱われるものを除く
茨城県生活環境の保全等に関する条例 17.3.24	第11条 第26条 第37条 第67条 第78条 第96条等	全域	各種特定施設(ばい煙、粉じん、排水、揚水、騒音、振動、悪臭)の設置届出等	
墓地、埋葬等に関する法律 23.5.31	第10条		墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可…市町村長(変更、廃止…同様)	
医療法 23.7.30	第7条	全区域	病院開設の許可	
茨城県霞ヶ浦水質保全条例 56.12.21	第12条等	霞ヶ浦流域	指定施設の設置届出等	
湖沼水質保全特別措置法 59.7.27	第15条等	霞ヶ浦流域	指定施設の設置届出等	
ダイオキシン類対策特別措置法 11.7.16	第12条等	全域	特定施設の設置届出等	
風俗営業取締法 23.7.10	第3条	(指定地域)	営業許可 県風俗営業取締法施行条例 制限地域 (1)学校等から100m以内 (2)住居地域等	
学校教育法 22.3.31	第4条		学校の範囲…幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、設置廃止等の認可…監督庁(第4条)	
自然公園法 32.6.1 茨城県立自然公	第13条 第14条 第26条 第11条	特別地域 特別保護地区 普通地域 特別地域	国定公園及び県立自然公園の規制特別地域及び特別保護地区 …一定の行為につき県知事許	通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、環境省令(県規則)で定めるもの

園 条 例 37.3.30	第21条	普 通 地 域	可 普通地域 …一定の行為につき県知事への届出	
その他	土地区画整理法, 国有財産法, 火薬取締法, 高压ガス取締法, ガス事業法, 倉庫業法, 市町村土取り条例, 大規模小売店舗立地法, 自然環境保全法, 茨城県自然環境保全条例, 市町村残土条例, 文化財保護法, 宅地建物取引業法等			

②用途別

書類の内容	書類の種類	備 考
1 建売分譲住宅	1 事業経歴書	事業経歴を明記し, 転用許可済地がある場合はその履行状況も明記
	2 宅地建物取引業免許証の写し	
2 農家住宅, 農業用施設	1 農業を営む者の証明	(様式第1-16号)(P150)
	2 都市計画法施行規則第60条証明書	市街化調整区域内での申請の場合
3 資材置場 駐車場	1 既存施設利用状況の説明書(土地利用状況図)	既存施設の写真を必ず添付し, 所在・面積・利用方法を具体的に記載
	2 位置関係図	申請地, 事業所, 既存施設を記載
	3 事業経歴書	事業経歴を明記
	4 事業実績書	資材置場の場合
	5 数量(品目, 台数)算定根拠説明書	
	6 過去の許可済地の概要説明書	過去に許可済地がある場合
4 貸資材置場	1 資材置場の添付書類の他申請者と貸付先の関係がわかる書類	5条申請に係るものは原則許可しないが, 例外的に許可できるものに該当する場合は, 貸付先の事業者について, 上記3資材置場の添付書類に加えて, 申請者と貸付先の関係が明確にわかる書類を添付
5 貸駐車場	1 駐車場の添付書類の他需要説明書	周辺住民・企業からの要望がある場合には, 要望書をもって説明書とするが, 不特定多数の者を対象とする場合には, 事業者側からの需要見込みを説明した書面等
6 駐車スペースを伴う事業	1 台数算定根拠説明書	店舗・事務所等に併設して, 20台以上の駐車場を設ける場合に添付
7 砂利・土・岩石採取事業に係る一時転用	1 登録業者通知書, 土地目録, 見取図, 平面図及び縦横断面図	砂利採取法, 土採取条例, 採石法による認可申請書に添付した書類でも可(平面図及び縦横断面図は, 申請地が掘削区域内にある場合)
8 産業廃棄物処理施設	1 産業廃棄物処理施設設置等事前協議終了通	既存施設の写真を必ず添付し, 所在・面積・利用方法を具体的に記載

書類の内容	書類の種類	備 考	
	知書の写し		
	2 搬入経路図		
	3 平面図		
	4 縦横断図	最終処分場の場合	
	5 事業経歴書	事業経歴を明記し転用許可済地がある場合はその履行状況も明記	
	6 過去の許可済地の概要説明書	過去に許可済地がある場合	
9 土砂等による農地埋立	1 事業経歴書及び事業計画書	事業経歴を明記し、転用許可済地がある場合はその履行状況も明記し、(様式第1号)(通知編P211)を添付	
	2 埋立等計画平面図		
	3 現況及び計画縦横断図	掘削深及び覆土高がわかるもの	
	4 作付け計画書	(様式第2号)(通知編P213) 耕作者が記名押印すること。	
	5 土砂等の発生・埋立等のフローシート	(様式第3号)(通知編P214)	
	6 契約書写し	目的, 施行計画, 農地復元が明記されているもの	
	7 工事工程表	(記載例 通知編P212)	
	8 建設発生土による埋立等を行う場合は, 残土証明書	(様式第4号)(通知編P215)	
	9 市町村長の意見書	農振農用地区域内の場合	
	10 農地以外の土地の所有者等の同意書	開発区域のうち農地以外の土地の所有者及び当該土地に関し使用収益に係る権利をもつ者の同意書又はその写し(他法令の許可を要する場合で当該法令において同意を得ている場合)	
	11 その他	申請受付後, 申請目的実現の確実性の審査のために必要な書類(耕作者の耕作実態, 農家経営実態等)の提出を求めることがある。	
10 再生可能エネルギー発電設備	1 経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書	再生可能エネルギーの固定価格買取制度で売電する場合	
	2 電気会社からの接続検討状況が分かる書類(接続検討の回答書等)	回答書が出ていない場合は, 今後の見通しを確認する。	
11 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等	1 営農計画書		
	2 知見を有する者の意見書	インターネット等の文献で内容が網羅されていれば有効とする	
	3 支柱立面図	効率的営農, 撤去の適否, 高さ等の確認	これら内容が網羅されていれば, 1枚の図面でも可
	4 一時転用面積算定図	転用面積の詳細を確認	

書類の内容	書類の種類	備 考	
	5 下部の農地の面積算 定図		
	6 下部の農地の日照量 根拠	遮光率を確認	
	7 農作物の平均収量根 拠及び育成に適した日 照量の根拠		
	8 撤去費用の第三者機 関との補償契約書写し 又は撤去費用の預託に 係る書類写	これらがなければ撤去費用を負担する旨の合意 等が分かる書類	